

## オープンカウンター方式による見積依頼公告

令和8年7月15日

分任支出負担行為担当官

南信森林管理署長 松下 洋

### 1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

- (1) 件 名 ふれあいの郷維持修繕作業
- (2) 工事場所 長野県諏訪郡富士見町 編笠山国有林 1340 林班外
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年11月27日
- (4) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による通期の週休2日は必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）である。
- (5) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

### 2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 中部森林管理局の競争参加資格のうち、令和7・8年度土木一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 公告の日から見積書の提出期限までの期間において、中部森林管理局長から、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。
- (7) 主任技術者として1級又は2級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者を配置できること。また技術者等の兼任については、中部森林管理局における建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについてによるものとする。  
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・ 1 級若しくは 2 級建設機械施工技士の資格を有する者。
  - ・ 技術士（技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」に限る。）、建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」、「農業―農業農村工学」又は「森林―森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者。
  - ・ 土木工事に関し、学校教育法による高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後 5 年以上、又は同法による大学（旧大学令による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業後 3 年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者若しくは 10 年以上実務経験を有する者。
  - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
- (8) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係が見積依頼書到着以前に 3 ヶ月以上あること。
- (9) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (10) 請負事業等における重大な事故や労働災害（下請者が起こしたものを含む。）からみて、事業に従事する者等の生命の安全に関して危険を及ぼすおそれがない者であること。

### 3 見積書の提出場所及び期限

#### (1) 見積書の様式

見積書の様式は中部森林管理局随意契約見積心得様式第 1 号とする。

なお、見積書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって採用価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

#### (2) 見積書の提出場所（窓口）

〒396-0023 長野県伊那市山寺 1499-1

南信森林管理署 総務グループ

電子メールアドレス：nanshin.d.f.o@maff.go.jp

#### (3) 見積書の提出期限

令和 8 年 7 月 30 日（木）17 時 00 分まで（行政機関の休日を除く。）に、上記 3 の（2）宛てに持参若しくは郵送等（送達過程が記録される簡易書留等）又は電子メールにより送信すること。電子メールによる場合は、電子メールの件名に「(案件名) 見積書提出」と記載すること。

併せて、参加資格を証明する書類（競争参加資格証明書の写し・配置予定技術者の資格及び恒常的な雇用関係が分かる資料・総合評定値通知書）を持参若しくは郵送又は電子メールにより送信すること。

#### 4 見積結果

見積合せの結果は、原則として見積書提出期限の翌日（行政機関の休日を除く。）までに契約相手方のみに電話又は電子メールにより通知するものとする。

#### 5 契約の締結

見積採用の日から 7 日以内に別冊契約書案に基づき、契約書を作成するものとする。

本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式承諾願【任意様式：別紙記載例あり】を提出しなければならない。電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。紙契約方式承諾願については、中部森林管理局ホームページ（ホーム＞公売・入札情報＞お知らせ＞中部森林管理局における電子契約システム（工事・業務）の試行的導入について）を閲覧すること。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/densi-systemdounyu.html>

#### 6 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和 8 年 7 月 27 日（月）

17 時 00 分までに、電子メールにより提出すること。電話による質問は受け付けない。

提出の際は下記を参考にすること。

- (1) 提出場所：〒396-0023 長野県伊那市山寺 1499-1

南信森林管理署 総務グループ

電子メールアドレス：nanshin.d.f.o@maff.go.jp

- (2) メール件名：「(案件名) 質問について」

- (3) メール本文への記載事項：案件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容  
回答は、令和 8 年 7 月 29 日（水）までに中部森林管理局ホームページに掲載する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/situmonkaitou/sinrinkanrisyo/nansin.html>

#### 7 契約保証金

契約保証金 納付（保管金の取扱店：日本銀行伊那代理店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

#### 8 支払条件

前金払 有

#### 9 その他

- (1) 本公告に記載なき事項は、中部森林管理局オープンカウンター方式実施要領、中部森林管

理局随意契約見積心得、現場説明書、積算公表資料、契約書による。

- (2) 森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業施工管理基準については、中部森林管理局ホームページ（ホーム＞公売・入札情報＞契約関係情報＞契約約款・標準仕様書・検査基準細則）を参照すること。

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/keiyaku\\_yakkan/100601.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/keiyaku_yakkan/100601.html)

- (3) 本工事の見積合わせに当たっては、中部森林管理局ホームページ（ホーム＞公売・入札情報＞契約関係情報＞その他＞森林土木工事の設計積算について）を閲覧すること。

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/sonota/other/sekisan.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/sonota/other/sekisan.html)

- (4) 本工事の労務単価及び資材単価は下記による。なお、中部森林管理局ホームページ（ホーム＞公売・入札情報＞契約関係情報＞その他＞森林土木工事の設計積算について）に掲載している。

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/sonota/other/sekisan.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/sonota/other/sekisan.html)

適用する資材単価表：令和 8 年 7 月 1 日以降の入札公告から適用（労務単価・資材単価）

- (5) 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を該当事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。